

■議案第18号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について

【要旨】

高知縣市町村総合事務組合は、退職手当に関する事務、公務上の災害に対する補償に関する事務、住民の交通災害共済事業に関する事務等を共同処理するため、高知県内の主な市町村、一部事務組合、広域連合で組織している一部事務組合です。

この高知縣市町村総合事務組合を構成している団体のうち、「芸東衛生組合」と「高幡西部特別養護老人ホーム組合」が令和2年3月31日をもって解散することとなっていますので、同組合規約の変更を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づく協議を行うこととなりますが、同法第290条の規定により事前に関係団体の議決が必要なため、議決を求めるものです。

【協議を行う内容】

高知縣市町村総合事務組合規約（高知県指令16高市振第1983号）の一部改正

- ① 別表第1に規定している高知縣市町村総合事務組合の構成団体のうち、「芸東衛生組合」と「高幡西部特別養護老人ホーム組合」を削る。
- ② 別表第2第3条第1号に規定している共同処理する事務の対象団体のうち、「芸東衛生組合、」と「高幡西部特別養護老人ホーム組合」を削る。
- ③ 別表第3の1に規定している高知縣市町村総合事務組合議会議員の選挙区の構成団体のうち、「芸東衛生組合」と「高幡西部特別養護老人ホーム組合」を削る。

高知縣市町村総合事務組合規約の新旧対照表は、別紙のとおりです。

【根拠法令等】

地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。